

## 仕様書

### 1 業務の名称

福島県原子力災害対策センター電気設備保全管理業務

### 2 業務の概要及び目的

福島県原子力災害対策センターの電気設備について、その機能を常に最善の状態に維持し、また、効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により保全管理業務を行う。

### 3 業務の実施箇所

#### (1) 福島県南相馬原子力災害対策センター

所在地：福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178

#### (2) 福島県楡葉原子力災害対策センター

所在地：福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77

### 4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 業務内容

- (1) 非常用自家発電機の点検・清掃・調整に関すること。
- (2) 無停電電源装置の点検・清掃・調整に関すること。
- (3) その他必要と認められる立会い、修繕、連絡調整に関すること。

### 6 保全管理業務の実施

- (1) 保全管理業務の詳細は、別紙「電気設備保全管理業務細目」による。
- (2) 保全管理上必要な業務については、契約書、本仕様書に定めがなくとも誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書、業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を作成するとともに、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を受けること。  
実施計画等の変更を要する場合も同様とする。
- (4) 業務を行う際は発注者と事前に日程を調整し、業務従事者は業務中において作業員証を携帯すること。
- (5) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行ったうえで、発注者にその結果を報告すること。

- (6) 業務実施日以外の日において、担当職員等が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害の発生を未然に防止できないと判断した場合、又は、既に障害が発生しており、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事者を直ちに招集するため受注者に連絡したときは、受注者は、遅滞なく業務従事者を派遣させること。
- (7) 修繕等の対応については、以下のとおりとする。
  - ア 突然障害が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、指示により速やかに必要な処置を講ずること。
  - イ 業務の結果、部品の取替え又は修繕を要すると認めるときは、その都度遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。
  - ウ 上記ア及びイに係る経費は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により修繕等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。
- (8) 業務の実施箇所にて行う業務の実施に要する光熱水費は、発注者の負担とする。また、業務の実施に要する消耗品及び工作器材は、受注者の費用負担により受注者が用意するものとする。
- (9) 業務の結果生じる使用済み部品等の廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。
- (10) 業務の実施箇所にて行う業務の実施日時は、平日午前8時半～午後5時15分の間とする。

## 7 業務実施に係る提出書類

- (1) 着手届及び上記6－(3)で定める書類については、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。
- (2) 受注者は、保守点検等の実施結果及び設備の異常や障害に係る対応結果について、業務報告書により速やかに発注者へ提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務終了後3年間保存すること。

## 8 業務従事者

- (1) 業務従事者は、以下の資格者を配置することにより構成する。
  - ア 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者 1名以上
  - イ 第2種電気工事士（旧電気工事士）以上の資格を有する者 1名以上
- (2) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (3) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。

- (4) 受注者は、業務従事者が転任又は転職等の事情により当該業務の業務従事者の職を降りる場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い、業務に支障のないよう対応すること。

## 9 受注者の義務

- (1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者からの連絡に基づき速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。
- (2) 受注者は、上記4の委託期間中、当該業務の他に、受注者にとって過重な業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 発注者が必要ありと認めた場合は、受注者は、前回の受注業者からの業務引継及び次回の受注業者への業務引継を行うこと。なお、これらの業務引継に要する費用は、全て受注者の負担とする。また、これらの業務引継を実施する時期は、発注者の指示による。

## 10 相互協力

受注者は、当該業務に必要なものについて、発注者と相互に協力して適切な業務を行うものとする。

## 別 紙

### 電 気 設 備 保 全 管 理 業 務 細 目

#### 1 非常用自家発電機の保安全管理業務

##### (1) 設備の主な内容

###### ア 高圧非常用自家発電設備

###### ①福島県南相馬原子力災害対策センター

- ・型式：AY20L-ET × 500kVA ヤンマー株式会社
- ・発電機：NTAKL-SEKE 500kVA 6,600V 1,500min-1
- ・ディーゼル機関：AY20L-ET 立型単動水冷4サイクル 544kW 1,500min-1
- ・数量：1台

###### ②福島県楡葉原子力災害対策センター

- ・型式：AY20L-ET × 500kVA ヤンマー株式会社
- ・発電機：NTAKL-SEKE 500kVA 6,600V 1,500min-1
- ・ディーゼル機関：AY20L-ET 立型単動水冷4サイクル 544kW 1,500min-1
- ・数量：1台

###### イ 低圧非常用自家発電設備

###### ①福島県南相馬原子力災害対策センター

- ・型式：6HAL2-DT × 300kVA ヤンマー株式会社
- ・発電機：NTAKL-SEK 300kVA 200V 1,500min-1
- ・ディーゼル機関：6HAL2-DT 立型単動水冷4サイクル 267kW 1,500min-1
- ・数量：1台

###### ②福島県楡葉原子力災害対策センター

- ・型式：6HAL2-DT × 300kVA ヤンマー株式会社
- ・発電機：NTAKL-SEK 300kVA 200V 1,500min-1
- ・ディーゼル機関：6HAL2-DT 立型単動水冷4サイクル 267kW 1,500min-1
- ・数量：1台

##### (2) 点検等の内容

消防法及び関係法令に基づき、必要な法定点検を実施すること。

###### ア 機器点検 1回/6か月

別添1「非常用発電機 点検整備基準表」及び別添2「非常用発電機 点検整備表」に示す点検種別Bの方法に準じて点検整備作業を行うこと。

###### イ 総合点検 1回/年

別添1「非常用発電機 点検整備基準表」及び別添2「非常用発電機 点検整備表」に示す点検種別Cの方法に準じて点検整備作業を行うこと。

## 2 無停電電源装置の保全管理業務

### (1) 設備の主な内容

#### ①福島県南相馬原子力災害対策センター

- ・型式：BA-PTS2075 株式会社GSユアサ
- ・定格入力：210V
- ・定格出力：75kVA
- ・数量：1台

#### ②福島県楡葉原子力災害対策センター

- ・型式：T72S5D75D533 株式会社東芝
- ・定格入力：210V
- ・定格出力：75kVA
- ・数量：1台

### (2) 点検等の内容

- ・外観及び締付点検、絶縁体抵抗測定、総合運転試験、機器清掃 他 1回/年
- ・保守点検項目の詳細は別添3「無停電電源装置 点検整備表」による。